

「新学部の設置に伴う地域科学部の再編整備」＝地域科学部廃止に反対する

2018年10月23日

岐阜大学職員組合地域科学部支部

岐阜大学職員組合地域支部では、2017年10月の支部総会において「地域科学部の名称変更及び大幅な組織再編に反対する」という特別決議を採択した。その後、岐阜大学内で今回の「改革」に対する反対の動きが大きく広がり、地域科学部教授会決議、地域科学部学生・院生署名「地域科学部の名称変更および縮小に反対する署名」（学生・院生の過半数が署名）などが取り組まれ、学長に提出された。これらの動きを受けて、森脇久隆学長は2018年2月の地域科学部教授会との懇談の場で、学生・院生署名と教授会決議があったことに触れたうえで、「地域科学部の名称変更は行わない」と正式に表明した。

しかし、2018年3月9日に文科省にたいして新学部設置構想の説明を行って以降、大学当局の方針は大きく変質する。2018年5月には、学長より「新学部の設置及び地域科学部に関する役員懇談会の方針について」という通知が出され、学内で長い時間をかけて合意された6つ目の新しい学部としての新学部構想は突如投げ捨てられた。そして、この「方針」には、地域科学部を経営学部へと変え、実質的な地域科学部の廃止が明記されている。岐阜大学職員組合地域科学部支部としては、この「方針」は到底受け入れられるものではなく、強く反対する。

また、今回「改革」を進めるうえで、学長・理事による多くのコンプライアンス違反ともとれる行為が生じていることは極めて重大な問題である。国立大学法人法には役員（理事）の解任等に関する規定が定められているが、ここで述べられている「職務上の義務違反」が横行しているのが現在の岐阜大学の状況である。以下、詳しく問題点を指摘する。

第一に、学内合意の軽視と制度を無視した「改革」の進め方の問題である。森脇学長は学生署名等を考慮し、2018年2月の地域科学部教授会との懇談の場で正式に地域科学部の存続を表明した。しかし、文部科学省への訪問の後、正式な会議の場での議論もないまま、同年5月には方針を大きく変更する。文部科学省が公表している「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」では、学部の改組・廃止には学生・保護者・移籍予定の教職員の同意が不可欠であることが明記されている（「教員就任承諾書」の提出(pp. 139-140 ほか)および「在校生への対応」の項で「学生や保護者等から同意を得ているのか否か」(p. 227) など)。にもかかわらず、学長・理事は学内における合意形成や正式な意思決定プロセスを経ることなく方針変更の判断を下しており、これら規定が指し示すねらいに大きく反する。特に、福井博一理事は公的な場で「そういう前提で物事を進めるといようなルールにはなっていない」と明言し、学生・院生の署名や教授会決議がたとえあったとしても何ら「束縛されることなく」改革を進めることが可能であるという認識を示した。驚くべき発言であり、国立大学の理事が公的な場で行う言動として極めて重大な問題を有していると言わざるを得ない。

第二に、情報を隠蔽したまま「改革」を強行するという問題である。大学の教育研究にかかわる事項は、教授会や教育研究評議会などでの議論を踏まえて進めていくことが必要となるが、そのためには事実・情報の共有は不可欠な前提となる。今回の方針変更の発端となる3月9日の文科省との事前協議で、何が話し合われたのかを知ることは構成員の当然の権利であり、これを踏まえて学内で議論を進めていくというのが正常な改革の進め方である。よって、地域科学部教授会として、3月9日の音声データの公表について要請したところ、福井理事から学長に取り次ぐという形で正式に受理された（2018年7月4日）。

しかし、2018年10月10日現在、3月9日の音声データはいまだ公表されていない。このように「改革」プロセスの隠蔽を行うことは次のことを意味する。すなわち、必要な情報を公開しないということは、教授会や評議会における審議を妨害する行為であり、国立大学法人法第17条に定められた役員に関しての「職務上の義務違反」に該当する可能性を有している。大学ガバナンス改革によって学長は権限が強まったということが一般的な見解になっているが、それは「学長がなんでも上から決めることができる」ということを意味しない。大学ガバナンスとは当然であるが法令順守の範囲内で行うものであるし、件の国立大学法人法改正時には、「学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること」という付帯決議が衆議院・参議院ともに付されている。そもそも学長・理事は、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」であるべきだという規定がある（国立大学法人法第12条および13条）が、学長および理事は職務の遂行に対して厳しく責任を問われる立場にあるのである（国立大学法人法制研究会『国立大学法人法コメントール 改訂版』ジアース教育新社、2017年参照）。

第三に、学部の教育課程への不当な介入の問題である。学校教育法では、「学部長は、学部に関する校務をつかさどる」立場にあり（第92条）、教授会は「教育研究に関する重要な事項」に対して学長に意見を述べる事が求められている（第93条）。しかしながら、学長および理事は誤った認識を基に「地域科学部教育課程に問題がある」という指摘を繰り返し、教授会からの意見を聴くことなく「教育課程の見直し」を要求し続けている。ここで重要な点は、地域科学部の教育課程に問題があるから「改革」（経営学部改組）する、という姿勢を大学当局が強めていることである。

地域科学部教授会は、この間学長から要請されてきた地域科学部改組・教育課程見直しなどにたいして、8月10日に教授会構成員すべてに意見を聞いたうえで、「『地域科学部卒業生の単位取得状況に関する調査報告書』（教育研究評議会、資料5-3、平成30年7月19日教学・附属学校担当理事作成）『地域科学部の学位授与に関する教育研究評議会の方針について』（照会、学長、7月26日）に対する地域科学部の見解と対応の要請」と題したA4で25枚に及ぶ文書を作成し、学長と担当理事に提出した。内容は、大学改革支援・学位授与機構が公開している『教育の内部質保証に関するガイドライン』や文部科学省高等教育局大学設置室による「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」、中央教育審議会大学分科会・大学の教員組織の在り方に関する検討委員会「大学の教員組織の在り方について〈審議のまとめ〉」（平成17年1月24日）等の公的文書を多数引用し、学部の「履修の手引き」と照らし合わせたうえで、地域科学部のカリキュラムに問題がないと証明するものであった。さらに他大学の事例や、教授会の権限についての国会付帯決議、文科省担当者の見解等

も示した包括的なものである。本文書にたいして学長・理事からの「文書での回答」を求めたが、期日までに回答はなかった。

9月には、「地域科学部の見解と対応の要請」を教授会としてあらためて確認し、学長宛に再度提出したが、それに対する回答としては、「9月19日付けの地域科学部教授会からの回答文書を確認し、再度審議を行った結果、学位授与に関する課題が存在すると判断せざるを得なくなりました」（「地域科学部の学位授与に関する教育研究評議会の方針について（照会）」平成30年9月21日）という結論を記すのみで、いまだ内容についての回答はなされていない。そればかりでなく、「地域科学部は真摯に対応していない」という、事実と異なる発言を理事がしたということも聞こえてきている。そもそも大学当局の要請に基づいて学部教授会が正式に提出した文書に対し、きちんとした応答をしないということは、第二の点で触れたことと共通する問題を有している。すなわち、必要な手続きを経て部局から提出された文書にたいする応答を拒否するということは、教授会や評議会の審議妨害であり、大学運営に関する業務妨害である。ここでも、学長・理事の「職務上の義務違反」（国立大学法人法）として大きなコンプライアンス違反があると言わざるを得ない。さらに、教学担当理事でありながら学部カリキュラムの問題について深く理解せず、強権的に圧力をかけているという点で、江馬論理事の責任は特に大きいということを強く指摘しておく。

第四に、経営学部構想の問題点である。経営学部構想には、すでに過去何度も指摘されているように、どのような「経営学教育」をやるのかということが明確でないという問題がある。それに加え、議論を進める前提資料の段階でも大きな問題がある。「経営／マネジメント教育部門 総合経営学部（仮称）設置構想」には、あたかも国立大学には経営学系の学部学科がたくさんあり、需要があるような資料を載せている。特に、「経営学系学部等の入試状況」「近隣大学経営学系学部等のポジションマップ」「国立大学経済・経営学部への岐阜県高等学校出身者の入学状況」では、「経営学系」「経済・経営学部」などと曖昧な表記をすることで、経営学以外の学科も含めた学部の入学定員を基準にしたり、そもそも経営学教育を行っていない学部も含めたりするなど、学内の議論をミスリードする情報が多数掲載されている（この点地域科学部教授会でも何度も指摘した）。より事実即ちデータを示すと、すべての国立大学のなかで、経営学部を設置している大学はわずか2大学であり、「経営学」の学位を出している大学はわずか5大学にとどまっている。こういった正確な情報をもとに議論することなく、「経営学の学位を出す新学部をつくる」という方針に固執する大学執行部のやり方には問題があることは明白である。なぜならばこれは、新学部（経営学部）に関する事実と反する（虚偽のデータによって根拠づけた）報告書を作成させ、教育研究評議会、地域科学部教授会、部局長部長会等で報告させ、審議結果をゆがめたという問題につながるからである。

以上みてきたように、特に今年度に入ってから行われていることは、大学ガバナンス上も学長・理事のコンプライアンス上も看過できない問題を有している。国立大学法人法に照らして、現在行われているような、説明責任を放棄する、必要な情報を公開しない、事実に基づかず虚偽の情報を使ってでも学部を廃止するという動きは、学長・理事の職務義務違反に該当し、社会的にみても大問題であると言わなければならない。よって、岐阜大学職員組合地域科学部支部としては特別決議を採択し、この問題を広く社会に訴えるとともに、法的対応も視野に入れてあらゆる手段を尽くして大学運営の正常化に向けて取り組む。